

神戸市家具の固定促進事業補助金交付要綱

平成18年1月5日制定
平成19年1月17日改正
平成23年7月1日改正
平成25年4月1日改正
平成27年4月1日局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害時における家具等の転倒を防止するために、家具等に転倒防止器具を取付けるなどの工事（以下「家具固定事業」という。）を行う高齢者等に対して、補助を行うことにより、高齢者等がいる世帯の家具の固定を促進するとともに、災害時における高齢者等の安全確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器などで災害時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。
- (2) 転倒防止器具 家具等の転倒を防止するために有効な金具などの器具をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、市内に住所を有し家具固定事業を行う者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その属する世帯の構成員に満65歳以上の者がいる
- (2) その属する世帯の構成員に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる
- (3) その属する世帯の構成員に12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金の交付が必要であると認めるもの

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業者が施工した家具固定事業とする。

- (1) 神戸市家具固定専門員
- (2) 神戸市内に本社、支店、営業所などを有する事業者
- (3) 家具固定事業を専門に扱い3年以上の営業実績を有する事業者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める事業者

2 補助の対象となる事業は、補助の対象者が居住する一の住宅につき1回限りとする。ただし、引越し等により別の住宅において、改めて家具固定事業を行う場合は、当該1回に限り補助対象事業とする。

3 賃貸住宅において家具固定事業を行う場合は、家主の承諾を得ていなければならない。

(補助の対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費は、家具の取付工事費や取付金具代などの家具固定事業に要する費用（以下、「家具固定費」という。）とし、補助額は家具固定費に2分の1を乗じて得た額（1

円未満の端数は切り捨てる)とする。ただし、1万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、家具の固定促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助の対象者であることが確認できる書類の写し
- (2) 家具固定費の見積書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、原則として受理した日から起算して15日以内に、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の定める範囲内で補助金の交付を決定し、家具の固定促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

(変更・中止)

第8条 家具の固定促進事業補助金交付決定通知書を受けた後、申請内容に変更がある場合(軽微な変更は除く)、又は中止する場合は、家具の固定促進事業補助金等変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、原則として受理した日から起算して15日以内に、その内容を審査し、変更事項を承認すべきと認めたときは、家具の固定促進事業補助金等変更承認通知書(様式第4号)により、通知する。

(完了報告)

第9条 前2条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、家具固定事業が完了したときは、家具の固定促進事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、当該完了の日から起算して15日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 家具固定費の領収書の写し
- (2) 家具固定事業が完了したことが判明できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、原則として受理した日から起算して15日以内に、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、家具の固定促進事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(台帳の整備)

第14条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、家具の固定促進事業補助金台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(業務の一部委託)

第15条 市長は、神戸市家具の固定促進事業補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

附 則

この要綱は、平成18年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。